

平成28年度第1回千葉県環境審議会企画政策部会 議事録

日時 平成28年5月23日（月）

午後1時30分～

場所 千葉商工会議所 研修室A

目 次

1. 開 会	1
2. 環境生活部次長あいさつ	1
3. 企画政策部会長あいさつ	1
4. 議 事	
(1) 審議事項 千葉県地球温暖化対策実行計画素案について	2
(2) その他	22
5. 閉 会	23

1 開 会

司会 ただいまから、千葉県環境審議会企画政策部会を開催いたします。私は、本日の司会を務めます千葉県環境生活部循環型社会推進課の菊地と申します。よろしくお願ひいたします。

始めに配付資料の確認をさせていただきます。まず、ピンクのファイルの資料ですが、参考に置かせていただいております。「千葉県環境審議会関係法令」と、現行計画の「千葉県地球温暖化防止計画」が綴られておりで、必要に応じて御参照ください。

次に会議資料です。まず、「次第」、「出席者名簿」、「座席表」、続きまして、資料1「前回の委員意見等の対応について」、資料2「千葉県地球温暖化対策実行計画 素案」、資料2の別冊としまして「計画素案 参考」、資料3「今後の予定」。

続きまして国の会議資料の写しになりますが、参考資料を2種類、付けさせていただいております。参考資料1「地球温暖化対策推進法の改正の概要」、タイトルは「法律案の概要」となっておりますが、5月20日、先週金曜日に国会で可決されておりまして、案は取れております。もうひとつ、参考資料2としまして、国の地球温暖化対策計画の概要を添付しております。こちらも資料の方は案となっておりますが、5月13日に閣議決定されております。案のとれた資料が入手できなかったので、このままとさせていただいております。以上ですが、資料に不足等がありましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

本日は委員総数10名に対し、倉阪委員が遅れて到着される予定ですが、現時点で8名の委員の御出席をいただいております。半数以上の委員が出席されておりますので、千葉県行政組織条例第33条の規定により、本日の会議が成立しておりますことを御報告します。

なお、池邊委員におかれましては、所要により、本日は御欠席との御連絡を受けております。

次に、この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規定第10条第1項及び第11条第2項の規定により原則公開となっております。本日の会議の公開につきましては、公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、傍聴人が入室いたします。なお、傍聴の方から、本日の会議を録音したいとの御希望がありました。規定により部会長の許可を得ることとなっておりますので、事前に事務局の方から部会長にお伺いし、許可を得ておりますことを御報告いたします。

(傍聴人 入室)

2 環境生活部次長あいさつ

司会 それでは、開会に当たりまして、千葉県環境生活部大木次長から御挨拶申し上げます。

大木次長 環境生活部次長の大木でございます。本日はお忙しい中、本審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

地球温暖化対策につきましては、御承知のとおり、昨年12月に、全ての国が参加した、

「パリ協定」が採択されまして、2020年以降の国際的な温室効果ガス排出削減の枠組として新たなスタートを切ったところでございます。

また、国においては、先日5月13日ですが、国の地球温暖化対策計画が閣議決定されたところであります。千葉県といたしましても、地域から地球温暖化対策に取り組んでいくために、皆様方の御協力をいただきまして、本県の地球温暖化対策実行計画の策定につきまして、昨年の9月17日に1回目の審議会を開催して、現行計画の検証、そして次期計画の方向性について御議論いただきました。

また、本年の1月22日には2回目の審議会を開催しまして、計画の構成と各主体の取組目標について御審議いただいたところでございます。

本日は、前回いただきました御意見も踏まえまして、千葉県地球温暖化対策実行計画の素案を事務局の案としてとりまとめましたので、御審議いただきたいと考えております。

皆様方には、忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひします。

3 企画政策部会長あいさつ

司会 それでは審議に当たり、榛澤部会長に御挨拶いただきたいと存じます。

榛澤部会長 改めまして、こんにちは。今年は台風が少ないようですが、大きいのが来るのではないかという心配がございます。これは地球温暖化の影響があるということでございます。今日は、前回皆様からいただきました御意見を、事務局としてまとめて提出してございます。それについて、皆様方から忌憚のない御意見を伺っていきたいので、どうぞよろしくお願ひします。簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

司会 どうもありがとうございました。

4 議事

司会 それでは、これより議題の審議をお願いいたします。議事の進行につきましては、千葉県行政組織条例第33条の規定により、榛澤部会長にお願いいたします。

榛澤部会長 座って進行させていただくことをお許し願います。それでは環境審議会企画政策部会の議事に入ります。

議事に先立ちまして、議事録署名人を指名したいと思います。議事録署名人には、木原委員と桑波田委員にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

(1) 審議事項

千葉県地球温暖化対策実行計画素案について

樋澤部会長 それでは、議事に入ります。本日の議題は、千葉県地球温暖化対策実行計画の素案についてとなっております。資料1は、前回意見の対応、資料2は計画素案と、それから素案の参考資料となっております。資料2の素案は、前回の意見を反映させて、変わっている箇所がございますので、また、資料3の今後の予定も含めまして、資料1から3まで、一括して事務局から御説明をお願いします。

小泉副課長 循環型社会推進課の小泉と申します。大変恐縮ですが、座って説明させていただきます。

本日、議事番号（1）として御審議いただきます「千葉県地球温暖化対策実行計画素案について」ですが、過去に2回、審議会において御審議いただき、また、業界等のヒアリングを踏まえまして、計画の素案としてとりまとめましたので、これについてお諮りするものでございます。それでは、資料1、前回の委員意見等の対応についてです。A4の横になってございます。こちらから御説明させていただきたいと思います。1月22日に開催しました第2回審議会で各委員の皆さまからの意見をいただいております。その素案への対応状況になります。

左側に意見要旨、右側に県の対応となっております。一番左に各委員のお名前等が書いてあります。倉阪委員から1から5番まで、5つ御意見をいただいております。1つ目として温室効果ガスの一つであるHFC、ハイドロフルオロカーボンの対策が必要との御意見です。対応といたしまして、素案の中の目標達成に向けた取組や、県の施策の中で、フロン類対策としてHFC対策も反映させていただいております。

2つ目の製造業の数値が動く可能性があり、不確定要素を取り除くか、主要産業の動向を把握したらどうかとの御意見ですが、事業者へのヒアリングを行いましたが、今後の長期的な動向を把握することが難しいため、産業界の動向につきましてはPDCAサイクルを回す中で把握したり、調整、修正を検討したいと考えています。

3つ目の将来予測に使用した活動量として年1.7%成長は過大ではないかとの御意見です。昨今の経済状況等から色々な御意見があることは承知しています。国も想定として1.7%成長を使用しており、また、GDPを低く見積もった場合は将来予測のBAU排出量が低くなり、削減量が実質的に大きくなるため、安全サイドを想定いたしました。GDPの動向についてもPDCAサイクルを回す中で把握、調整や検討をしていきたいと考えています。

4つ目の再エネの削減量に熱による削減量を加えることを検討できないかという御意見です。家庭部門の既築住宅には熱も含めた再エネ削減量として見込みました。ただ、新築住宅や業務部門については、見込むことができず、省エネで減った分として削減量を見込んでいるところでございます。

5つ目の県独自の削減につながる施策、県施策についての御意見です。例えば、小規模事業者などを対象にしました、事業者の自主的な取組を促す施策を検討していきたいと考えています。

続きまして、瀧委員からは、運輸貨物の目標について、前回、2つの案を示させていただいておりますが、県がイニシアチブを取って決めるべきではないかとの御意見をいただきました。この資料を3枚めくっていただき、1番後ろに、A4の縦になっています、右上に資料1別添と四角囲みのある資料がございます。こちらの資料を御覧ください。

前回の審議会では、運輸貨物の取組目標について、真ん中から下の左の図のとおり、（案1）として運輸部門の削減量につきまして、国の約束草案で示した中から県の施策分を積算し直したところ、四角の囲みの部分ですが「輸送トンキロ当たり燃料使用量33%減」という案と、右の（案2）書かせていただいております、全日本トラック協会の目標としまして「輸送トンキロ当たりCO₂排出量26%減」の2案をお示しして、今後検討していくということにしたところです。

（案1）の削減目標につきましては、国が約束草案で示した運輸貨物以外の、船舶、航空、鉄道、運輸部門全てを含んだ削減量から、運輸部門と貨物自動車の実際の排出量の比率から推計したもので、3月に国が対策計画の案を示した際、施策ごとの削減量が示されました。そこで、貨物自動車に関する施策ごとの削減量を再度算定したところ、左の下のところに、（案1）見直し後とありますが、運輸貨物分として78万6千トンCO₂の減となりました。これを輸送トンキロ当たり燃料消費量に直すと「25%減」相当ということになります。それと比較しまして（案2）26%をやや下回る結果となりました。そこで、取組目標を1%引き上げ、右の四角の矢印の下になりますが、より分かりやすい目標としてCO₂排出量を燃料消費量に置き換えて、「輸送トンキロ当たり燃料使用量26%削減」という案とした次第でございます。

A4横の2枚目に戻っていただきたいのですが、7番目、桑波田委員からは、県民の視点で具体的に何をすればいいか、施策の実施にあたって補助金等のバックアップを前提に考えてよいかとの御質問をいただきました。家庭における取組につきまして記載させていただいております。また、今後作成する予定となっておりますパンフレット等において、電力や燃料の使用量がどのくらい減るのかなどわかりやすく具体的に記載する予定です。県の施策については、御指摘の点も踏まえながら、家庭の排出量削減に向けた効果的な取組を今後検討していきたいと考えております。

なお、事前送付資料では、佐々木委員からの意見は9番目からとなっていますが、8番目からでしたので、今回お配りした資料では修正させていただいております。

8番目です。佐々木委員からいただきました、二酸化炭素排出量をトータルで、積分値で評価したらどうかとの御意見をいただきました。毎年度の温室効果ガス排出量の把握と併せまして、累積排出量も把握していきたいと考えております。評価につきましては、国の動向等を踏まえながら、今後の検討課題とさせていただきたいと考えています。

9番目の佐々木委員からいただきました、家庭のエネルギー消費量目標達成は厳しいのではないか、世帯人数が減れば世帯当たりのエネルギー消費量が下がるのではないかとの御意見ですが、BAU排出量の推計にあたりまして、人口推計を基に、一人世帯とそれ以外の世帯を分けて個別に算定しています。世帯人員が減少することを考慮して目標を設定しています。目標達成に向けて、今後作成するパンフレット等において、世帯人員別の削減量や、電力、燃料の使用量がどのくらい減るのかなどわかりやすく具体的に記載する予定です。

三輪委員からは、10番から13番の御意見をいただいています。10番は、COP21などの最新情報に触れるべきとの御意見をいただきました。御指摘を受けまして、1-3の地球温暖化対策の動向に記載しました。同じく11番の、現計画の到達状況、目標達成できなかったことなどを総括的に触れるべきとの御意見につきましても、同様に記載させていただいております。12番の、国の削減目標26%に対して22%は小さすぎるとの御意見につ

きましては、本県の温室効果ガス排出量の8割を占める産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門において、それぞれの削減率が国の削減率を上回るよう、主体別の目標を設定しています。続きまして、1枚めくっていただきて、13番、県でも条例を制定して排出量報告制度を実施すべきとの御意見ですが、現行計画の平成18年の改定当時は、国の制度は事業所単位での報告を求めておりました。そこで、県では、フランチャイズ等の事業者を合算して、コンビニや店舗など、個々の事業所の排出量は少ないですが、店舗数が多いフランチャイズチェーン等を対象とした独自の基準設定を設定していくということを考えていました。その後、国が法律を改正し、報告対象としたことから、条例制定を見送ったところです。今後も事業者の自主的な取組を促す施策を検討していきたいと考えています。

最後に、河井委員からは、14番目としまして、事業所の集約による排出量が増加するだけでなく、削減量に不確定要素があることを認識していただきたいとの御意見をいただきております。産業部門の削減量につきましては、不確定要素があることの認識をしています。動向についてはP D C Aサイクルの中で把握し、調整、修正をしていきたいと考えています。

続きまして、資料2を御覧ください。もうひとつ、資料2の参考ということで計画素案の参考と、2つ準備させていただいている。2つにつきまして、今後、パブリックコメントで、皆さまから御意見をいただきたいと考えております。資料2の参考は、計画のコラムだとか、資料編で使うことを想定しております。それでは資料2を御覧ください。

千葉県地球温暖化対策実行計画（素案）、サブタイトルとして、「コツコツスマートプラン」としています。1枚めくっていただき、目次を御覧ください。前回の審議会で構成案を示させていただきました。この構成案をベースに、委員のみなさまの御意見、関係団体とのヒアリングを行いながら、また、国の地球温暖化対策計画などを踏まえて、作成したものです。なお、事前に送付した素案と今回お示しした素案で、内容の主旨は変わりませんが、一部表現方法等を修正した箇所もありますので御了承ください。

まず、目次の左の1ページ「1 計画策定の趣旨」と「2 千葉県の地域特性と将来」につきましては、新たな内容として記載しております。「3 計画の基本的事項」から「2030年度の千葉県の温室効果ガス排出量」につきましては、前回と前々回に御審議いただいた内容を中心に記載しております。

「7 目標達成に向けた取組」については、今回新たに、前回、審議いただきました4つの主体別の目標達成に向けた取組とそれ以外の業種、事業者の取組と市町村の役割と取組について記載しています。

2ページ、「8 県の施策」としては、前々回の審議会で御審議いただきました基本的な方向性、考え方である、再生可能エネルギー等の活用、省エネルギーの促進、温暖化対策に資する地域環境の整備・改善、循環型社会の構築という4つの大きな柱とそれらをつなぐような横断的な施策についてこちらでまとめさせていただいております。

「9 適応策」につきましては、環境省の調査結果をもとに、気候変動による将来予測や適応の進め方を記載しています。

「10 計画の推進体制」につきましては、P D C Aによる進行管理や必要に応じた計画の見直しなどを記載しています。

非常にボリュームが多く、説明の時間が限られていることもありますので、内容につきましては、少し駆け足で、新たに記載した項目や資料の1で御説明しました各委員の反映箇

所を中心に御説明いたします。

それでは1枚めくっていただきまして、3ページを御覧ください。

計画策定の主旨として、3ページから8ページにかけて、それぞれ、背景、世界や国内の地球温暖化の影響、本県の地球温暖化の影響が懸念されている項目などを取りまとめています。グラフ、写真等を入れながら説明させていただいております。9ページから13ページにかけて、地球温暖化対策の動向といたしまして、世界、国、県の状況をまとめています。三輪委員から、「COP21など最新の状況を」という御意見をいただいたことに関しましては、10ページの15行目、それから次のページ、11ページの7行目、それから表1-3-1の下のところに、2015年度以降の取組について記載しています。ここにパリ協定や、国の計画に関する記述を入れています。続きまして、12ページを御覧ください。10行目以下に、同じく三輪委員から「計画の到達状況や達成できなかったこと」ということで、現状の計画、それから達成できなかった、計画どおりに減少しなかった要因等を書かせていただいております。

続きまして、14ページを御覧ください。「千葉県の地域特性と将来」について、それぞれ、人口や世帯数、経済活動として製造品出荷額等の状況等を記載させていただいています。15ページの表2-2-1を御覧ください。大変恐縮ですが、2-2-1の一番右の「出荷額」ですが、一番上、「静岡県」と書いておりますが、「愛知県」の誤りですので、大変申し訳ありませんが、訂正させていただきます。それぞれの出荷額等を記載させていただいています。

それから16ページ以降に将来予測に用いる2030年の見通しということで、表2-4-1にまとめさせていただいているところです。

続きまして、17ページ、「3 計画の基本的事項」とということで、この表を新たにつけさせていただいております。地球温暖化対策推進法では、国の地球温暖化対策計画に即して、地域の自然的・社会的条件に応じた、地方公共団体の実行計画を策定することとなっております。図3-1-1の左の表、線になってますが、こういう位置付けです。それから右の四角のところにありますが「千葉県総合計画」あるいは「千葉県環境基本計画」の、県の温暖化対策を総合的に推進するための基本的な計画としての位置付けを持ったものでございます。こちらは、本計画の位置付けとして記載させていただいている。右の18ページには、それぞれこの計画の、前回、御審議いただきました計画の期間としましては、2016年度から2030年度、基準年を2013年度として目標は2030年度、それから対象とする温室効果ガスは7種のガスということで①から⑦のガスを対象にするということです。

19ページから24ページにかけまして、千葉県の温室効果ガス排出量の現状と将来として、記載しています。前回御審議いただきました2030年の追加的対策を講じない場合、BAUの排出量について、22ページ以降、現状に触れた後に、推計を示させていただいております。

25ページから29ページには、前回御審議いただいた温室効果ガスの排出削減目標について、二酸化炭素排出量の8割を占める家庭、事務所・店舗等、製造業、運輸貨物の4つの主体ごとの目標値を記述しています。それから、主体と部門がわかりづらいということで、26ページにその説明を入れています。目標の説明としまして、27ページにそれぞれの主体毎の目標を説明しています。22行ですが、さきほどの瀧先生の御意見をいただきまして、

県としての運輸貨物の目標を、2013年度比26%削減と修正させていただいております。

1枚めくっていただきまして、30ページから33ページには、2030年度の千葉県の温室効果ガスの排出量を、それぞれ、前章で設定した目標に取り組んだ結果、排出量の削減量がどうなるかというものを示しています。前回の審議会で御審議いただいたことをベースに記載しています。

続きまして、34ページ、目標達成に向けた各主体の取組について記載しています。これ以降が、本日御審議をいただく主な内容になっています。

1枚めくっていただきまして、35ページを御覧ください。それぞれ、さきほどの目標を達成するための主体ごとの取組について記載しています。

まず、家庭における取組としまして、四角の点線の囲みの部分に、現状とか課題、方向性をまとめて書いています。5月20日に参議院で改正温対法が可決されまして、二酸化炭素の排出を減らすためのクールチョイスを推進するというのも一つの柱として入りました。そのため、県民一人ひとりが二酸化炭素排出削減を意識して賢い選択をするということで、低炭素社会の実現を目指す。それから住宅への再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備への買い替え、エコドライブやゴミの減量化の取組をコツコツ着実に進めていくことが重要ということです。それぞれの取組につきまして、菱形の黒で項目を出して、そのあとのボツのところで取組の内容を表記するという整理をしています。

36ページの右、29行目のところで、倉阪委員から御意見いただきましたHFCの部分ですが、フロン類対策としまして、取組として記載しております。同じく、家庭、事務所・店舗等、産業部門でも同じように、こちらの方に反映しています。

続きまして、1枚めくっていただきまして、38ページ、事務所・店舗等の取組です。

一つ目として、四角の囲みの中のボツの一つ目ですが、大型ショッピングセンター、オフィスの延床面積が増加して、二酸化炭素排出量が増加している現状、それから中小の事業者さんには、資金や人材、知識不足により、省エネや、二酸化炭素排出量の削減の余地が大きいということ、削減効果が高いのではないかということもあるようです。温暖化対策を進めることにより、コスト削減効果や、企業イメージの向上も期待され、経営基盤の強化にもつながる可能性もあるということ。4つ目としまして、太陽光発電や太陽熱などの再生可能エネルギーの導入や、省エネ設備への買い換えや、エコドライブ、家庭部門と同じですが、それぞれこのようなことに取り組んでいくことが重要ということで、それぞれのひし形の項目の中で、いろいろと、様々な取組をまとめさせていただいております。

続きまして、41ページを御覧ください。製造業における取組です。製造業につきましては、京葉臨海コンビナートを抱えているということで、製造業で排出される温室効果ガスは、県内の排出量の約5割を占めているという現状、それから、自主的な取組などにより、それぞれの企業の方は、一定の成果を上げていること、国内外における事業活動全体での二酸化炭素排出量削減という観点で取組を進めているということ、各業界の自主的な行動計画で、各々の目標達成に向けて責任を持った取組を進めていることが重要だということです。

中小事業者につきましては、今後もまた、省エネ対策を進めることによる削減効果は高いものと見込まれています。それから、今後、2050年に向けては、イノベーションということがあります。そう言った、省エネ技術、省エネに資する製品を開発することが求められています。

その下に、それぞれの個々の施策を記載させていただいている。45ページ、運輸貨物の取組としましては、エコドライブの推進、それから先進的な環境対応車の導入など、日本トラック協会の掲げる対策と同等の取組を進めるということで、45ページ、46ページに具体的な項目と取組内容について記載しています。

48ページ、その他の事業者の取組としまして、この前に話しました4つの主体以外の取組、建設業とか農林水産業の取組をこちらの方で、項目と取組内容について、まとめています。

51ページを御覧ください。市町村の役割と取組です。市町村については、地域レベルの温暖化対策の推進が必要だということや、市町村自らが実施する事業で、率先して取り組むといった役割と、地域の特性を把握しているという役割が、重要なものと考えています。それぞれ、同じく、この方向についての項目と施策をまとめています。

54ページを御覧ください。県の施策についてです。県の施策につきましては、基本的な方向性につきましては、前回、御説明した4つの基本的な方向に沿って、県の施策を整理しております。（1）から（4）までの項目に沿って取りまとめをして、その前の主体ごとの取組も含めて、こちらのそれぞれの県の方向性の中に取り込んでいるところです。

56ページを御覧ください。再生可能エネルギー等の活用につきまして、四角の中、実線の中に現状と課題をまとめています。現状と課題としましては、国においては固定価格買取制度による再生可能エネルギーの導入を推進しております。県でも2018年には、16,000TJの再エネの導入を目指して進めているということ。それから海洋エネルギーの活用など、先進的なエネルギー利用についても調査研究を進めていくことが重要ということです。

主な取組としましては、家庭への再生可能エネルギー導入を、引き続き促進すること、それから再生可能エネルギーを活用した地域振興の支援、水素社会の構築に向けた取組を進めるということです。具体的には白丸の施策の中で、それぞれクロボツのところで取組を整理しています。

同様に59ページ、省エネというくくりでは、それぞれ書いておりますが、省エネ施策の家庭、事務所、店舗等に対しての節電の働きかけや、家庭部門における環境に配慮したライフスタイルの定着、それから意識を高めるということ。事務所、店舗については、省エネ、二酸化炭素削減の余地が大きいと見込まれますので、そういったところの支援を行うということです。

主な取組としましては、具体的には、同じように4つの丸の取組をそれぞれ具体的に書いてあります。

続きまして、温暖化対策に資する地域環境の整備ということで、都市機能の集約、集約立地させて持続可能な社会を構築していくという点、それから交通流の施策、建築物やインフラなど都市の低炭素化を進めていくという課題があります。これらに対しまして、それぞれ丸のところにあります施策と取組をお示ししています。

64ページ、5本目の柱になります循環型社会の取組ということで、こちらの方は、現状と課題を整理して、それから四角の外で、施策と取組を書いています。

66ページに横断的施策、その他ということで、これらの中の普及啓発とか、教育について、66ページ以降に示しています。

69ページを御覧ください。適応策といたしまして、今までの温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」を進めるだけでなく、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対する適応を進めていくということで、適応についての説明。70ページ以降に国の調査結果を元にしました都道府県別の将来予測の状況をそれぞれ記載しています。時間の関係で内容については割愛させていただきまして、75ページをご覧ください。適応の進め方については、1から4のとおり、気候変動の影響が懸念される項目を整理した上で、2番目としてこの項目の予測、評価を整理し、3番目として整理した項目に対して県の施策への適応の考え方を取り込んでいって、4番目としてモニタリングを行った上で、順応的管理と情報を共有するという流れです。

77ページ、最後ですが、計画の実施体制については、計画を着実に推進し、実効性あるものとするためP D C Aサイクルによる計画の進行管理を行うこと、それからパリ協定では各国が5年毎に目標を見直すことにしておりますので、本県においても、国の見直しや国内外の動向、社会情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて、計画の見直しを行うこととしております。

それから、資料2の参考です。こちらにつきましては、前回から変わった点ですが、1番目のB A U排出量については前回から変更はありません。それから、9ページに家庭部門の対策、10ページに業務部門の対策と施策、そして、それぞれの削減量を記載しています。前回、県の上乗せ分ということで、それぞれ、県の削減量を上乗せした分を施策として追加しています。

13ページ、14ページには、それぞれ家庭部門、業務部門、削減量の多いところに向けた削減のシナリオを整理しております。

17ページ以降には、前回、お示ししておりますが、国と県の部門別の温室効果ガスの削減率の比較や、18ページでは、国、県の排出量の削減率の違いの説明を入れています。

資料3を御覧ください。今後の予定ですが、本日は真ん中の計画素案についての御審議をいただいた後に、パブリックコメントを行い、更に検討を重ねた上で、8～9月頃に計画案を作成し、再度御審議、答申をいただいた上で、9月頃に計画を策定したいと考えております。

説明は以上です。御審議の程、よろしくお願ひいたします。

榛澤部会長 どうもありがとうございました。今事務局から御説明がありましたように、この資料2の目次で、今日は特に目標達成に向けた取組について示していただきました。これについて皆様方から御意見を伺いたいと思います。

前回の質問に対しての回答につきましても関連がありますので、これに対しても差し支えなければ関連として御質問等いただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

倉阪委員、どうぞ。

倉阪委員 少し遅れてしまいました。申し訳ございません。大きく3点意見したいと思います。

資料1の私への回答の中でも「P D C Aサイクルの中で調整、修正していく」と書いてありますが、計画素案では一番うしろの77ページに、計画の推進体制ということで、「P D C Aサイクルによる計画の進行管理を行います」と書いてあります。このP D C Aサイクルの

細かいことが全然書いていません。そもそも県民にP D C Aサイクルと言って分かる人が10人に1人くらいだと思うんですね。やはりここは、どういうふうにどのようなタイミングでP D C Aを回していくのか、どういう形で県民参加を求めるのか、もう少し具体的に書く必要があるのではないかと思います。

参考資料2で、地球温暖化対策計画の資料が配ってありますが、一番うしろの6ページのところ、計画の進捗管理の項目で国は、毎年進捗点検を行います、3年ごとに見直しを検討しますというような形で具体的に書いてあります。どういう形で県が計画を変えていくのか、計画の期間が2030年度までと長丁場ですけれども、必ずその中で国の5年ごとの見直しがあると思いますから、少なくとも県も5年ごとに見直しをしなければいけないと思います。

国は3年ごとに見直しを検討すると書いてありますが、おそらく3年で見直しに入って、5年後に次の計画を決めるということだと思いますけれども、こうした、もう少し具体性のあるP D C Aサイクルの回し方を記述するべきではないかと思います。これが1点目です。

2つ目ですけれども、政策のところ、書いていただいているけれども、「対策」と「政策」は違うんですね。ここに書いていることはほとんど各家庭とか事務所がやったほうがいいこと、「対策」のレベルが書いてあってですね、その対策を実際に実現するために政策をやる、ルール作りをすることになります。ルールの中には規制だけではなくて補助金をあげるなどの支援策のルールもあるんですけれども、そのルール作りの部分がかなり弱いと思っています。これも資料1のところで、5番目の意見に対する回答として「事業者の自主的な取組を促す施策について今後検討していきます」と書いてありますけれども、自主的取組を促すため、どういうルールを作るのか、自主的な取組というときに、長期的に投資的なお金を使ってもらわないといけないところもあって、そこは全く自主的では駄目で、やはり何らかの義務付け的な強い政策もする必要があると思いますけれども、ルールをどういう風に変えていくのかが見えない。普及啓発と情報提供だけでは県の政策をやる主体としては存在意義が問われると思いますから、具体的に考えていただきたいということが2点目です。

3つ目ですけれども、14ページを御覧いただきますと、千葉県の製造品出荷額の産業中分類別特化係数が書いてあります。特化係数というのは、他の県に比べて、千葉県にある程度集約されている、千葉県の産業が他の地域に顧客を持っている、そういうものが特化係数1を超えている業種ですが、石油・石炭製品製造業が千葉県の製造業を引っ張っている。石炭ではなくて石油化学工業になります。15ページのところに製造品出荷額の上位が書いてありますけれども、市レベルだと、1番が豊田市、2番が市原市です。市原市に4つ製油所があって、そこで石油化学コンビナートを持っていて、千葉県市原市が日本の中で製造品出荷額の2番目になっています。これが、温暖化対策を進めていくとどうなるのだろうかと。長期的に考えていくと、やはり温暖化対策を産業政策としてやっていただきたいと思います。環境部局が今やっていますけれども、千葉県の今後の産業構造をどうすればよいのかということをやはり県は考えていかなくてはいけないのでしょうか。今後、水素社会が、と書いてありますけれども、今の水素の供給は岩谷産業とかはオーストラリアの褐炭を使って水素を作りそれを輸入しようとしている。褐炭で作る時点でCO₂が出ているんです。そういう形での水素供給であるならば温暖化を促進してしまいますから、水素を使うところだけ普及したのでは駄目なんです。作るところを日本の中でやっていかなくてはいけない。

例えばですけれども、将来的には浮体式の洋上風力で水素を作っていくということならば、その生産基地を千葉県に誘致するとかですね、そういう具体的なことを長期的に考えてやっていかないと、千葉県の産業自体が結果的にルーザーになってしまう可能性がありますから、今後、温暖化対策というのは産業政策としてやっていくべきだと思います。その中で次の、石油化学産業に匹敵するような再生可能エネルギーの産業を千葉県に持ってくるような、長期的な視点で考えていただきたいと思います。

あとは若干細かいお願いですけれども、11ページのところで地球温暖化対策計画の策定というのが文章として書いてありますが、2050年に80%削減を目指すということが閣議決定されております。これは環境省がかなり頑張って、反対がある中で通したものですので、2030年度の話だけではなくて、2050年80%削減を目指して国全体でやっていくことについて、閣議決定されていますから、そこを入れていただきたいと思います。

また、だからこそ長期的に産業政策もあわせて考える姿勢が必要で、本気になって考えないといけない状況だということを踏まえて、先ほどの話をしました。

あとは要望で、RCPとか、ほとんどの人が分からぬことが書いてあります。代表的濃度経路だと思いますけれども。こういう専門用語についてはもう少し、分かるように脚注に説明を入れていくといった工夫が必要だと思います。以上です。

榛澤部会長 どうもありがとうございました。いただいた御意見に対して、事務局から何か、どうぞ。

小泉副課長 はい。倉阪委員からいただいた御意見につきましてお答えいたします。1番目は、PDCAサイクルについて、もう少し具体的に、タイミング等を踏まえて記載して欲しいとのお話しです。事務局として正案ができてはおりませんが、この部会への進捗の報告とか、環境白書、ホームページなどでの公表とかによって県民の皆様への情報発信をしながらお伺いするということが考えられますので、こういったものを少し考えて記載させていただきたいと思います。

国が3年ごとの見直しの検討、それを踏まえた5年ごとの見直しなど、そういう国のスパンを踏まえて、視野に入れて見直しについても記載していきたいと思います。

2番目の対策と政策のルール作りについて、そういうルール作りをしっかりとやるべきであるという趣旨でいただきました。計画の期間が15年先という少し長いこともあるので、具体的なものにつきましては今後検討して進めていきたいと思います。

3番目の長期的に産業政策を考えしていくという御意見ですが、環境生活部のほうでは、というコメントもいただいているところですので、事務局としてどうか、ということを今申し上げることは難しいところです。

4番目の11ページのところ、2050年80%削減の記載につきましては、計画素案に記載させていただきます。また、同じく9ページのRCPなどの用語につきましては、計画の最後のほうに用語集をつけて分かりやすいものにしたいと考えています。以上です。

榛澤部会長 どうもありがとうございました。今、倉阪委員のおっしゃったことはすぐには御説明できないようですので、後ほどまとめて御報告する格好でよろしいですか。

倉阪委員 はい。

榛澤部会長 では瀧委員、どうぞ。

瀧委員 私のほうからは、もう少し個別的な話をさせていただきます。1点目、書きぶりの話ですが、特に県民の方々にわかりやすいようにするという意味で、例えば20ページの表4-1-1、二酸化炭素をこれぐらい削減すると書いてありますが、これが、温暖化とどのようにつながるのかということがわかるような工夫をしたほうがよいのではないか。例えばCO₂1トン当たりでどれくらい熱量ができるのか、といったことを書くと、もっと理解が深まるのではないかという感じがします。

それから、27ページ、目標設定ですが、家庭では世帯当たり25.2GJという数字が出ています。事務所、製造業になるとその数字がなくなっていますので、どうなのかなと思います。書くなら書く、書かないなら書かないと統一する必要があると思います。

後もう一つは、先ほど倉阪委員が御指摘されたことで、対策と施策は違うんだということですが、33ページのところで、表6-3-1で、温室効果ガス排出量についてエネルギー起源とかいろいろ部門が書いてあります。そういう部門とその後の、例えば43ページ前後の取組について、このあたりがうまくリンクしていないのではないかと思います。たぶん32ページ、33ページの表がベースになって物事が動いていく形だと思います。42ページに書いてある菱形の事柄と33ページの部門とが、ちょっとずれている感じがします。頭をひねらずに話が進むような作り方が必要ではないかという気がします。

もうひとつ、施策の話になりますが、例えば65ページ、産業廃棄物の中で優良事業者に対しては優良認定制度を設けるということもあります、表彰で終わっているわけで、対策までつながっていない気がするんですね。表彰されたらどうなるのか、ですね。そういうものも含めて、これはこの計画の中だけではなく他の所で検討していかなくてはいけない事柄だろとは思います、そこも含めてやらなくては温暖化の話は具体的に進んでいかないのではないか、そういう気がします。少しあい意味を含めて、御検討いただきたいと思います。

榛澤部会長 はい。では事務局、よろしくお願ひします。

小泉副課長 瀧委員から4点いただきました。まず1点目、20ページの温室効果ガス排出量とが影響についての話でございます。例えば二酸化炭素以外のメタンなどその他ガスの温室効果を記載するというようなことが考えられます。表のところに注釈等をつけることを考えたいと思います。

27ページの指標値につきましては、できるだけ統一できるように表記したいと思います。

3番目の33ページの部門と、主体ごとの取組の関係が分かりにくいということでございます。26ページを御覧ください。国の統計では部門ごとに区分しています。その関係で部門という区分を使用させていただいています。県では主体を4つ設定しております。最終

的に排出量を国と比較する際に、4主体をこの部門という区分に置き換えておりまして、これが少し分かりにくいのかなと思います。26ページの表現も含めまして、もう少し分かりやすくしてみたいと思います。

65ページの優良事業者認定につきましては、御指摘のとおり、計画の中だけで、そこからの対策を検討することは難しいかなと思います。対策を進めるためのきっかけとなれば、こともありますので、そのような取組として進めていくのかなという段階です。以上です。

櫻澤部会長 どうもありがとうございました。瀧委員どうぞ。

瀧委員 最後の優良事業者認定ですと、この制度が有効に活用されるという意味では、事業者の受ける入札の審査というところではないかと思いますので、そういう部門に働き掛ける必要があるのではないか、と思います。優良認定を受けた場合には例えば評価点が+1されるとか、そういう活用があるのではないかと思います。

もうひとつ、部門とそれぞれの施策のところですけれども、例えば家庭部門で、26ページで行くと自動車に対してどのくらいCO₂削減されるのかということが明確になっていないと、PDCAサイクルの動かし方も明確になってこないのでないかという気がします。そういう意味で40ページの話と26ページ当たりの話、33ページあたりの話をリンクさせていく必要があると思います。そのあたり、できるだけ御検討いただきたいと思います。

櫻澤部会長 これは課題でよろしいですかね。例えば、瀧委員がお話しされた、取組と削減量が一致していない、ということは、先ほど倉阪委員がお話しされたように、対策と政策は違うということです。

やはりルール作りをきちんとやって、それに対する対策をどう捉えるのか、どう政策をやっていくのかということを考えてやるのか、ということですので、これは関連ということにさせていただいて、事務局で再度精査させていただきます。よろしくお願ひいたします。では桑波田委員、お願いします。

桑波田委員 今、倉阪先生の方から、推進体制の御意見ありましたけれども、私も一つは計画の推進体制のところで、2030年に向かって、というひとつの期間になりますし、今、世の中的にも、私たち自身も、温暖化対策に向けてのCOP21の話から、かなり関心を持っています。で、この計画を実行していかれるときに、やはり具体的な期間とか、どこがこういうチェック体制をするのかっていうのが明記された方が、パブリックコメントとして皆さんに諮るときにわかるんじゃないかなと思いました。

二つ目は、具体的な、県民が取り組む、事業者が取り組むってありますけども、私は県民側として考えたときに、食べ残しをしないっていうのが、かなり大きな問題かなと思っていまして、36ページのところの、ごみの減量で、食べきりやマイボトルの持参、千葉エコスタイルっていうのがありますけれども、先日、伊勢志摩サミットに向けて、富山の方で国際的なサミットがあったという報告をニュースで見ましたが、かなり食べ残しが多い私たちの暮らし、というのが出ていました。私たちが、食べ残しをしない方向としても、食べきり

や、マイボトルの持参ってありますけれども、小学校とか、外食産業とかでの食べ残しの部分をもっと推し進めていけばいいのかなと思いますし、なかなか協力が厳しいと思いますが、ドギーバッグの推進も今県でやってらっしゃるので、それをもっと協力を増やして、進めていくべきじゃないかと思います。三つ目が、県の取り組む施策で、「目指します」ということと、「推進します」、というのはやはりニュアンスが違うと思うので、その見解は、私たちほどどのように考えればいいのかな、と思います。以上三つです。

榛澤部会長 事務局よろしくお願ひいたします。

小泉副課長 一つ目の、P D C Aの推進体制の中の、チェック体制の明記、どこで行っていくか、ということでございます。本環境審議会企画政策部会の方で、今までチェックの方を行っていただいていると思っておりますので、引き続き、チェック体制ということで、本部会を活用し、報告させていただくかたちになると思います。その辺を明記していきたいと思います。それから、食べ残しやマイボトルにつきましては、県でも、登録制度を行っており、登録店舗に協力をいただいております。食べ切りの方は22年度から、マイボトルの方は28年の3月から行っていますので、そういったところを、引き続き推し進めていくというつもりであります。3月に出来ました第9次廃棄物処理計画の方でも、取組の中に入れておりますので、引き続き一体となって取り組んでいくと考えております。それから「目指します」と、「推進します」の違いですが、「目指します」というところは数値に対する表現で、「推進します」というところは項目に対するもの、と整理させていただいております。

榛澤部会長 よろしいですか。

桑波田委員 推進というのがかなり多いので、具体的な施策があればな、と思います。先ほどの食べ残しのところですけれども、管轄が違うのかなと思いますが、食育っていうのを、かなり進めてきました。その食育という連携というか、そういうところで食に関して、地産地消とか、エネルギー問題も絡んできますので、そこは文科省になるのかなと思うんですけれども、食育の推進というところも念頭に入れていただければと思います。以上です。

榛澤部会長 ありがとうございました。事務局よろしいですね。では渡邊委員よろしくお願ひします。

渡邊委員 私の方からは、環境学習の推進についてなんですけれども、都市部においてはいろいろ取組が、学習面、実践面において幅広く実践されていることがわかっているんですけども、町村においては、広報活動で啓発は行われていますけれども、学習面、研修会とか、そういうことがあまり無いんですね。ですので、県の方から、町村に対しそういう依頼文を送ることは可能でしょうか。

小泉副課長 確かに、都市部というか、地域差というのも多少あるとは考えておりますが、自然豊かなところであれば、都市部以外のところでも環境学習として動いているというケースも

あると思います。それぞれ拠点があるような場所につきましては、都市部以外のところでも活動しているというところもありますので、全てが都市部で進んでいるということではなく、まんべんなく、地域の特性を踏まえた学習というものもあると思っております。なかなか町村に対して「環境学習を進めてください」という文書を出すことは難しいかと思いますが、県で行う様々な講座の情報発信等については県としても行っていきたいと考えております。

榛澤部会長 よろしいでしょうか。

渡邊委員 わかりましたけれども、行政の方で実行しないことを私たち団体がやるというのは、勝手に、ということではないですが、団体でやる講演会とかで講師を依頼するということは可能なんでしょうか。

小泉副課長 私どもの方では、温暖化に関しましては、地球温暖化防止活動推進センターで推進員の講師派遣をやっておりまして、温暖化の普及啓発とかを支援するという制度もあります。

それから、温暖化以外でも、環境学習を行う場合のそれぞれの専門家を派遣するアドバイザーモードを作っておりますので、そういうものを御活用いただきて、地域で、団体の活動としてご利用いただければと思います。

榛澤部会長 今渡邊委員がおっしゃったことを、足し加えさせていただきます。それでよろしいでしょうか。佐々木委員よろしくお願ひします。

佐々木委員 佐々木でございます。まずですね、22ページのところを見ますと、真ん中の図の4-3-1ですけれども、これが2013年が最後のデータで、それから2030年で数値を減らすということになっていたかと思いますが、・・・22ページと同じような図で32ページですね。そこで2030年で減らすということになっていますが、その32ページの図の6-3-2で、ちょうど今から15年位ありますけれども、今から15年前、2002年くらいを見ると、あまり変わっていない、横這いのところで来ていて、それでこのピンクのファイル、こちらでは2010年の目標値がまとめられているように見えるんですが、これが多分、ちゃんと達成できていないのではないかと。そういう状況からすると、非常に難しい目標になっているのではないかと思います。これは県の全体の温室効果ガスの排出量としてまとめられているんですが、これにはおそらく人口減とかですね、かなり織り込んだ上での数値となっていると思うので、できれば一人当たりですとか、あるいは産業の方でも、県のGDP当たりとかですね、そういう単位当たりの指標を併せて、多分計算は、たいしたことないと思うので、併せて示されておいた方がいいのではないかとそういう気がいたしました。人口なども今私T X沿線で通っておりますけれども、住宅もかなりどんどん建っている印象を受けますし、人口を減らすというのは必ずしもインセンティブすべきことではないので、一人当たりとかGDP当たりのような、単位当たりの指標も併せて示した方がいいのかなということを全体的な話としては感じました。

それから順番に気付いた点を申し上げたいと思います。

まず9ページのところで、RCP8.5という話で、先ほどお話をございましたけれども、

最悪のシナリオが8.5ということになっているんですけども、そうしますと「まあこれは起きないだろう」という印象を与えがちなのかなと思ったんですが、これは「何も対策を取らないとこうなってしまう」などという実はかなり現実的なものですね、RCP8.5というのは。ですので、そういう意味で、県民の皆様にもかなり厳しい状況にあるというような、そういうことを御理解いただけるような補足説明的なところを入れた方がいいのではないかと私も思っております。

次に22ページで、これは細かい点で恐縮ですが、図の4-3-1の2013年の数値が77,920と書いてありますが、その隣の21ページの数値では76,159となっております。たぶん定義が何かが違うのだろうと思うんですが、ちょっと気になりました。

それから次が、26ページのところで、先ほど御案内があったところですけれども、私がちょっと気になったのは、(参考)って書いてあるんですけども、このところを理解していないとこの資料よくわからないので、参考というよりはこれがちゃんと重要だということがわかるようにしていただいた方がいいかと思います。参考と書いてあると最初読み飛ばすというか、見ないかなという印象を受けました。

それから61ページの「温暖化対策に資する地域環境の整備・改善」という話ですけれども、私はこのあたりは政策的なメッセージとして重要という気がしておりますし、その中でも交通環境の整備、信号機の集中制御の話がありますけれども、これは非常に重要なところで、この間NHK特集で人工知能の話をやっていましたけれども、シンガポールではこれで相当渋滞を減らしているというようなことがございましたので、ぜひその辺は政策的にどんどんやっていただくということをアピールされたらいいのではないかと思います。

それから海の話、千葉ですから海に囲まれているということで重要だと思うのですが、その中でキーワードとして記載されていないかなと思ったのがブルーカーボン、御存知かとは思いますが、藻場とか、あるいは葦とか、そういうものの炭素を固定しようというもので、これはまさに環境再生につながる話ですので、ぜひキーワードとして入れていただけるといいかなと思います。

それから類似している話として、東京湾も含めてですが、千葉では漁業も非常に重要であると思っておりまして、漁業を振興あるいは再興することによって、地産地消っていうんですかね、そういうことを進めていくことによって、外から入ってくるというのも減らすということができますので、まあそれは量としてはそれほど大きくないかもしれません、また環境再生というところにもつながりますので、ぜひそういうところもアピールというか、そういう方向性を出していただけるといいのではないかと思いました。

それから次に71、72ページあたり、適応策のところで、海面上昇に関しましては、水位上昇のことが書かれているんですが、実は千葉県はより早く深刻になりそうなのは台風の巨大化などに伴う高潮ではないかと思います。国土交通省などでも試算をしておりますが、船橋のあたりなど結構浸水の恐れが高いというようなところもありますので、少しその適応策というところで、高潮の話を書いておいていただいた方がいいのではないかと思いました。

最後です。資料の2の参考というところで、13ページに家庭部門の削減シナリオというのがあって、17ページのところには、家庭部門に今注目しておりますが、2013年から42.6%、2030年では削減をするという、こういうことがまとめられていて、これを一体どうやったら実現できるんだろう、というのがおそらく13ページの説明になってい

て、家庭で取り組むという時に何をやつたらいいんだろうという意味と、政策的にもどういうインセンティブを与えたらいいいだろう、という意味で、非常に重要なポイントではないかなと思いました、もう少しこういったものを、この参考は、参考資料ですかね、なんかその本文の方というか、そちらの方にもう少しわかりやすくどういう努力をしていったらいいいのかというのが伝わるような書き方を工夫された方がいいのかなあというそういう気がいたしました。本文の方はかなり網羅的に書かれているので、かなり当たり前のことも多数書かれていて、要は何やつたらいいのと、そういう印象を与えるのかなと思いますが、この13ページのところはもう少し具体的にどういうことをやつたらいいのかが書かれているのかなと思いました。この中で言うと住宅などは、要は技術革新によって出てくるものということが多いと思うので、そうだとすると補助金とかインセンティブを与える政策をどのように努力していくかということや、それから個々人にとってどうということを心掛ければいいのか、これはなかなか難しいんですけども、そのあたりをもう少し明確にされるのがいいのかなと思います。技術革新に乗っかれば自動的にこう行けるんだという部分を出すっていうことは、じゃあそれをぜひ買おうとするインセンティブになるでしょうし、それから個々人の努力としてそれ以外の部分っていうのがどの程度あるのか私はわかりませんけれども、そこを少しほり分けて書いた方がいいのかなという印象を受けました。以上になります。

榛澤部会長 どうもありがとうございました。事務局から何か、どうぞ。

小泉副課長 佐々木委員から大きく8点ほど御意見をいただきました。まず本編の32ページで、15年目と比べてそんなに減っていないというお話、単位当たりで表したらどうかという御意見をいただいております。こちらについては、いろいろな指標を、GDPだとか、一人当たりとかの指標で、原単位で見てみたらどうかという御意見でありますので、このいくつかにつきましてはP D C Aの中で見ながら対応していきたいと思います。そういう指標で見てみると一つの表し方かと思いますので、対応して表してみたいと思います。

それから2つ目、9ページのR C P 8、5のところですね、これが最悪だということをもっとPRしたらどうかということでございます。この部分につきましては、対策を取らない場合はこうなるとか、表現を工夫してみたいと思います。

それから22ページ、77、920トンと、左の76、159トンの違いですが、22ページの方は温室効果ガス全体の合計値、21ページの方は二酸化炭素の数値となっています。

3番目の26ページのところの参考ですが、瀧先生からも御指摘もいただいてございましたので、このところをもう少しわかりやすく検討してみたいと思います。

それから61ページの、交通流の関係でございます。シンガポールの話もいただきましたが、そういう取組を具体的に進めていきたいと考えております。

5番目、ブルーカーボンのお話をいただいております。横浜市がいろいろ取り組まれているということは私どもも認識しておりますが、こちらにつきましてはもう少し知見とか状況等を把握していきたいと考えております。

それから漁業の地産地消ということでございます。森林につきましては記載させていただいておりますが、個別の事業者の取組の中なんかで少し書けるものにつきまして整理して

いきたいと思います。

続きまして71ページのところでお話いただきました高潮とかの適応策につきまして、国の出していたデータの方で少しデータの方がいろいろ取れていなかつたということもありますので、探してみたいと思います。元の文献の中にはなかつたということでございますので、今後、国もデータベースを整備するという話もあります。そういう中で出てくるかもしれません、今後探していきたいと思います。

最後になりますが、資料2の参考の13ページのところで、インセンティブとか何をしたらということでございます。ここの部分は参考と書いてございますが、場合によっては本編の中のコラムというような囲みだとか、そういうしたものとして使うか、参考資料になるかということは決めかねているところはございますが、コラム的なことで本編に入るということも念頭に置いて書かせていただいております。その中で13ページの(4)のスマートにコツコツ削減だとか、次のページの家庭での1.8%の追加削減だとか、そういうメニューノーの中でも何かできるようなことを、現時点では具体的にお示しできませんが、そういう記載を検討したいと考えております。以上です。

榛澤部会長 はい。佐々木委員よろしいでしょうか。

佐々木委員 台風の巨大化みたいな話ですけれども、実は国土交通省の港湾局の方でやっておりました。私が委員長をやった委員会がございまして、そこで検討しております。

榛澤部会長 はい、ありがとうございました。三輪委員お願いします。

三輪委員 はい。まず今回、資料を早く送っていただきまして、ありがとうございました。本当にここで申し上げておくべきことかなと思うんですが、原発からの撤退という考え方について、議論が必要ではないかと。私はやはり、千葉県の地球温暖化対策計画に原発からの撤退という意思を明記していただきたいと考えています。1月にこの部会が開かれて以降、3月9日に、大津地裁が原発の運転停止を命じる仮処分の判断を下しました。新基準に合格して再稼働した高浜原発が止まるというのは初めてのことです。関西電力が安全性の証明を尽くしていないということが実際の判断ですので、やはりこういう大きな問題ですけれども、明記するべきであると考えていますので、要求したいと思います。

千葉県の地球温暖化対策実行計画に今回盛り込んでいたい7ページ、8ページの水温の問題ですか、水稻、ナシ、ノリという問題、わが県は農業県であり、漁業県でありますので、非常に重要な問題だと思いますし、また、今高潮の問題とか台風とか集中豪雨などの問題についてもやはり千葉県への影響というところについて、近年の災害の多発についてもし記入できるのであれば、記入してはどうかと思いました。

次に倉阪委員から御指摘がありました、COP21に関連して、県の考え方で、11ページに2050年に日本政府は80%削減するということを明記していきたいという回答がありました。私も大変重要なことであると思います。80%という目標があるからこそ何年かごとに見直していくというサイクルも必要になってくるのであって、これは大変、大事なことだと思っています。

次に12ページになりますか、私自身も意見を述べておりました、これまでの千葉県の計画の目標が達成できなかった原因を分析して、その検証をもって計画を作るということで、なぜ目標が達成できなかったかということを書くべきだと申し上げていました。12ページに8行くらい書いてあります。千葉県の計画は1. 3%削減することを目指したけれども3.7%の増加となった、その原因です。東日本大震災は大きな影響があったので分かりますけれども、最後の2行ですね。「また、各主体の省エネの取組も計画で想定していたとおりには進みませんでした」とありますが、ここはもっと深い分析が必要ではないかと思います。

先程倉阪委員からも、自主的な取組を促すときにどういうルールを作るのかということで、何らかの義務付け的な強い政策であるとか、あるいは支援策、補助金ということが考えられるのではないかという指摘がありましたけれども、私も、なぜ計画どおりいかなかつたかという原因に、そういうことがあるのではないかと思うんです。例えば、計画では温室効果ガス排出削減のために10項目の重点プロジェクトを決めていましたけれども、温暖化対策に取り組んでいる団体への補助金は全く創設されていませんし、事業者への排出量報告制度も国が始めたからという理由で実施を見送りました。また、バイオマスの活用や森林吸収源の確保も全くと言っていいほど進んでおりませんし、交通渋滞の解消もどのくらい解消できているのか調べてもいないと。県庁内の推進体制は会議が開かれずに、第三者機関も2010年に廃止されているということで、やはり県自らが決められたことはやられてこなかつたというところについては深く分析をして新しい計画では改めていくという必要だと思いますので指摘をし、再度御回答いただきたいというふうにも思います。

次に県の目標についてですが、32ページで、22%削減するということとして、国でさえ26%削減という数字です。この国の目標でも世界や様々な団体から低いという指摘があるわけですけれども、理由はいろいろと千葉県の事情を述べていますけれども、国よりも低い目標でよいのか。私は、ここは改めるべきであると思っています。この点についてもどうでしょうか。

具体的な実効性ある中身にしていくために2つの問題を述べたいと思います。家庭で大きく減らすというのが県の計画の特徴になっています。しかし、36ページでどのように減らすのかということで、家庭における取組、トップランナー基準機器への買い替え、省エネ家電への買い替え、次世代自動車や低燃費車、太陽光発電、太陽熱利用システムの設置ということです。やはりいま景気が非常に厳しい、個人消費が2年連続で戦後初めて落ち込んでいる中で、なかなか出費をして買い替えるということが困難な経済状況があろうかと思います。54ページには太陽光発電設備、太陽熱の導入促進ということが書かれていますけれども、このあたりは、かなり大胆な補助金や支援策が必要ではないでしょうか。

それから、製造業については繰り返し述べさせていただきます。やはり、県としては事業所ごとの削減目標を求めてそれを公表する、こうした措置を取るべきであると、県の条例を作るべきだと、私は重ねて申し上げたいと思います。これは何も特別な、例外的なことではなく、47都道府県のうち30の県でやっていますし、全国の工業県でも千葉県以外はやっています。埼玉県、神奈川県、東京都を見ますと、やはり国任せではなくて、県独自で一緒になってやっていこうという姿勢があり、そして、年ごとの評価が、これだけ減らすことが出来たとか、減らせた年ばかりではないかもしれません、そうしたことがやられておりますので、ぜひここは盛り込んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。以上です。

樋澤部会長 どうもありがとうございました。事務局、よろしくお願ひいたします。

小泉副課長 三輪委員からいただきました御意見に対してお答えいたします。まず、原発からの撤退についての言及ですが、今回の実行計画の中で原発の撤退ということを盛り込むことは非常に難しいと考えております。

2つ目の7、8ページで先程の農林水産業の現状プラス災害の多発について明記したらどうかという御意見です。先ほども高潮の話を佐々木委員からいただいております。その辺のデータを探してみたいと思います。因果関係ということもありますので、全て記載することは難しいですが、データがあればその辺を明記していきたいと思います。

それから11ページのCOP21で明記することで2050年80%ということは、先ほど倉阪委員からいただいております。こちらも追記させていただいて、何年かごとの見直しにつきましても、倉阪委員からの御意見でP D C Aを回すという話もありましたので、77ページで記載を検討していきたいと思います。

12ページについて、達成できなかつた理由ということで、こちらに私どもで記載させていただいたところです。深堀りという点ではなかなかこれ以上の話をするのは難しいと思います。1回目の審議会が終了した後に、要因分析の結果についてお示しさせていただきましたけれども、排出用の全体が増えているということの理由として、国、県との要因の分離ができなかつたこともありますので、細かいところの分析は、これ以上は難しいと考えています。

また、県の温室効果ガス排出削減量が22%は低いという御意見ですが、繰り返しになりますが、資料2 参考の最後、18ページを御覧ください。国の削減率が26%と書いてありますが、下の図で千葉県の産業部門の排出量、シェアというか割合が大きいということで、その前の17ページにありますが、四角で囲ってある産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門のそれぞれの部門では国の削減率を上回っていますが、合計すると全体では国は26%、県は22%となってしまいます。

本編の36ページ、買い替えとか支援策という御意見の部分ですが、ここにつきましては、家庭部門の中で家庭製品を無理な更新をしなくても、買い替えをするときにより省エネ性能の高い製品を選択することが重要であると考えています。そのような機器を選択してもらえるような普及啓発などを促すようなことを考えていきたいと思います。

報告制度につきましては、資料1のところでもお話しさせていただいているが、県としましては過去に検討した経緯もありますが、現時点では国の情勢を注視している状況でございます。以上です。

循環型社会推進課 1点だけ補足させていただきます。2番目の御意見、7、8ページの災害の多発について記載していただきたいと御意見がありましたが、雨量が増えているとか、そのようなデータは記載させていただいているが、実際災害が増えているかというと、全国的にもはっきりと言える状況では無かったりするので、記載については検討させていただきますが、書くのは難しいという気がしています。以上です。

榛澤部会長 今、各委員からいろいろ御意見を伺っておりますけれども、事務局としても一度精査していただいて、出来るところは書き加えていただくということでお願いいたします。では三輪委員、どうぞ。

三輪委員 家庭について御回答いただきましたことについて。家庭で4割以上減らさなければなりませんが、おっしゃったことだけではなかなか減らないのではないかということを指摘しておきたいと思います。産業部門についても再生可能エネルギー産業を長期的に、という御提案もありましたけれども、同時に今全国でやっている努力は少なくとも業界と一緒に県でもやるべきだろうということ、そして、深堀りの話についても、深堀りをしていただいて、少なくとも県が掲げたものについては実行していただきたいということを強く申し上げたいと思います。以上です。

榛澤部会長 どうもありがとうございました。では、河井委員、よろしくお願ひします。

河井委員 委員の皆さんから話が出ているように、こちらの参考の資料に書かれている色々な削減計画のポイントをうまく本紙の方に記載いただいて、部門ごとでみた場合に、それぞれの部門で具体的にどのような取組を、今回の計画の中で実行していくのか分かりやすく記載して頂ければと思います。例えば製造業において、参考資料の中の8ページのところに各産業部門を業種毎に、削減のための様々な新規開発の取組み等が記載されているので、それぞれの技術開発のポイント等を、うまく計画の二酸化炭素の排出抑制対策の中に記載頂いて、それぞれの業種に認識して頂くような工夫をして頂ければと思います。

榛澤部会長 今のはコメントいうことにさせて頂きます。ありがとうございました。それでは木原委員お願ひします。

木原委員 内容がどうのというわけではないですが。これだけの多岐にわたる取組の中で、誰が取り組むのかというと、当然それぞれの方々が取り組むことになります。それぞれの方々が、他の方々がどう取り組んでいるかということを互いに知りながら、取り組んでいくことが大事だと思います。先程のいろいろな意見の中でP D C Aの話がありました。そのP D C Aとの関係も含めて、この計画の中で、お互いの状況を知ってお互いに取り組んでいくように、なかなかデータが揃わないということもあるでしょうが、工夫しなければいけないと思っています。

それから、倉阪委員から、産業政策の話がありましたが、千葉県の色々な経緯や立地の優位性等に基づく千葉県特有の産業構造があるので、産業政策との関連が深いといつても、産業構造の優位性というものを損なうこととはいけないのでないのではないかと思っておりますので、コメントさせて頂きます。以上でございます。

榛澤部会長 どうもありがとうございました。皆様方からいろいろ御意見がございました。修正につきましてはできるだけ皆様方の御意見を汲むようにして参りますが、これにつきましては私に御一任していただいてよろしいでしょうか。もちろん修正したものについては皆様に

お知らせいたします。今回はできるところだけ修正させていただくというふうに基本的には考えております。なるべく実効性があるものという皆様の意向がありますので、そのようにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。では事務局から何かございますか。

小泉副課長 本日も多岐にわたり御意見をお伺いしました。分からぬところ等がございましたらまた個別にお聞きすることもあるかと思います。修正させていただいて、最後は内容を御確認いただきたいと考えています。

榛澤部会長 今後の進め方に関しては、ここで委員の先生方からいただいたものを私なりに解釈して事務局とまとめさせていただくことについて一任をいただいたわけですので、まとめた時点で各委員にお送りして、パブリックコメントを持っていきたいということでございます。よろしいでしょうか。よろしいですね。

(2) その他

榛澤部会長 事務局からその他に御連絡ありますでしょうか。

小泉副課長 今部会長からお話しいただいたとおり、素案を修正させていただき、皆様方にお送りします。

榛澤部会長 資料3「今後の予定」で、今日は5月ですね。本日審議が5月23日、1回と書いてあって、流れが書いてありますけれども、大きな修正があれば再度審議と書いてあります。これをやりますとますます遅れてしまいます。委員の皆様の意見は分かりましたので、私なりに解釈させていただいて、それで進めていきたい、それについては皆様に御了解いただいているということです。ただし、内容についてはちゃんと精査すると。これは必要だと思いますので、できるだけ可能なところまで持っていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは本日の審議を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。では事務局どうぞ。

5・開 会

司会 本日は長時間の御審議ありがとうございました。以上をもちまして環境審議会企画政策部会を終了したいと思います。ありがとうございました。

以上とのおり審議会の議事に相違ないので
下記に署名押印する。

平成 28年 6月 29日

千葉県環境審議会 企画政策部会

議事録署名人

桑波田 和子



議事録署名人

木原 総一



